

8. 高齢者の権利擁護について

◆高齢者の方が安心して生活を送れるために

在宅医療介護連携係 22-9853

①成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは…

成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方に対し、法的権限を与えられた後見人等が本人に代わり法律行為を行い、ご本人が安心して暮らせるように支援する制度です。また、本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられることも特徴です。

【成年後見制度が必要になる時の例】

- ・認知症の親の施設入所費用の支払いのため、家族が親名義の定期預金を解約しようと銀行に行ったら、「本人でないと解約できない」と言われた
- ・訪問販売で不当に高額な商品を繰り返し買ってしまう
- ・自分たちが亡くなった後、障がいのある子どもが心配 など

【支援内容】

介護サービス、施設入所の契約、不動産の管理・保存・処分、収入と支出の管理、必要のない高額な契約の取り消し など



【成年後見制度の種類】 成年後見制度には2つの制度があります。

法定後見制度

すでに判断能力が低下している方

家庭裁判所へ申立て

本人や配偶者、4親等以内の親族等が家庭裁判所に申立てを行います。

審判手続き 審問・調査・鑑定

審判

家庭裁判所が後見などの開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる成年後見人等や監督人を選任します。

任意後見制度

判断能力が低下した時に備えたい方

後見人とその権限は、自分で決めることができます。

公証役場で手続き

任意後見人監督人選任の申立て

本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所へ申立てを行い、任意後見監督人が選任されます。

成年後見制度利用開始

【法定後見制度と任意後見制度の違い】

	法定後見制度	任意後見制度
誰が後見人になるか	家庭裁判所が決める	自分で決める
後見人が支援する内容	家庭裁判所が決める	自分で決める
後見人への報酬額	家庭裁判所が決める	本人と後見人になる人と相談して決める
不要な契約を取り消す権利	必要があれば認められる	認められない

ポイント

- ・法定後見制度では、後見人等や支援の内容を家庭裁判所が決めるのに対して、任意後見制度では、自分で決めることができます。
- ・法定後見制度では、不必要な契約をした場合、状況によって取り消すことができますが、任意後見制度で出来ません。

●小山市が行っている成年後見制度利用支援事業

【市長申立】

後見人の申立ては、本人、配偶者、4親等以内の親族が行います。しかし、本人が申立てることができない、申立てる親族がいないなどの場合は、市長が申立人となって家庭裁判所へ申立てを行います。

【申立費用・後見人報酬の助成】

申立ての費用や後見人への報酬が支払えないなどの理由で、必要な方が制度を利用できない状況にならないよう申立費用や後見人への報酬の助成を行っています。

対象者：生活保護受給者、または費用を負担することが困難であると市長が認めた方 など

【市民後見人の養成】

高齢化に伴う成年後見制度の利用者増加のため、今後は専門職だけではなく、市民による成年後見人の受任の必要性が見込まれます。今後、社会貢献への高い意欲を持ち、専門性の高い研修を継続できる方を市民後見人として養成し、活動を支援できる体制を整備しています。

●相談先

制度利用の相談や申請、親族申立の支援など、社会福祉協議会と連携して行っています。

小山市社会福祉協議会 22-9545

高齢生きがい課 22-9853

「思いつむぎノート」(小山市版エンディングノート)

「万が一」に備えるだけではなく、今後もより豊かな人生を送ることを目的として記入していただくノートです。

また、いざという時に「本人はどのような最期を迎えたいか」を尊重して医療や介護の意思決定をしていただくため、ぜひ支援をしてくれる方々と内容について話し合ってみてください。

●配布場所

高齢生きがい課、小山市社会福祉協議会、各地区高齢者サポートセンター、各出張所

②高齢者虐待について

高齢者虐待とは…

高齢者虐待は大きく5つに区分されます。

①身体的 殴る蹴るなどの 暴行 など	②心理的 叱る・無視 など	③経済的 年金を勝手に使う など	④性的 裸のまま放置 など	⑤介護放棄 (ネグレクト) 劣悪な環境で放置 など
-----------------------------	---------------------	------------------------	---------------------	------------------------------------

こんなことも虐待です！

「認知症で迷子になるので、部屋から出さない」「失禁するので水分を控える」等

気づかずに「虐待」をしてしまうことも…自覚がない場合も少なくありません！

✓介護負担を抱え込んでいませんか？

高齢者の介護により心身ともに疲労し、追いつめられている場合もあれば、様々な理由で自分ではどうしようもなくなっていることも少なくありません。

✓ご近所同士でお話していますか？

ご近所に高齢者や介護をしている家族がいたら、見守りや声かけをして、地域からの孤立を防ぎましょう。



ひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう



●相談先

- ・各地区の高齢者サポートセンター(P77参照)にご連絡ください。
- ・その他、各種相談先

相談内容	相談窓口	受付	電話番号
消費生活相談	消費生活センター	平日 9:00～15:00 (水・土・日・祝日休)	22-3711
高齢者等の権利擁護	社会福祉協議会 (あすてらす おやま)	平日(土・日・祝日休)	22-5353
心配ごとの相談	社会福祉協議会	一般相談は要問合せ 弁護士相談要予約	22-9501
認知症の医療・介護相談	高齢生きがい課	平日(土・日・祝日休)	22-9853
精神保健の相談	県南健康福祉センター	平日(土・日・祝日休)	22-6192

※平日は 8:30～17:15 が受付時間となります。